

第3部 参考事例

第3部では、国総研における研究でヒアリング調査を行ってきた地域活動事例を紹介する。地域活動の概要、行政の関わりの概要、行政施策などに関する資料、地域活動年表を掲載している。第2部で紹介できなかった行政施策を中心に、地域活動の概要についてもここで紹介しているので、参考としてほしい。

【事例1】	矢作川水系森林ボランティア協議会による森の健康診断.....	37
	[愛知県豊田市ほか]	
【事例2】	西条・山と水の環境機構による地下水・里山保全活動.....	41
	[広島県東広島市]	
【事例3】	榎野川流域における環境保全・流域連携活動.....	45
	[山口県山口市]	
【事例4】	一寺言問地区における防災まちづくり活動.....	50
	[東京都墨田区]	
【事例5】	郡上八幡における用水保全活動.....	55
	[岐阜県郡上市]	
【事例6】	グラウンドワーク三島による水環境保全活動.....	59
	[静岡県三島市]	
【事例7】	新町川を守る会による環境保全・まちづくり活動.....	63
	[徳島県徳島市]	
【事例8】	水辺愛護会による「江川せせらぎ」環境保全活動.....	68
	[神奈川県横浜市都筑区]	

事例 1**矢作川水系森林ボランティア協議会による森の健康診断**

[愛知県豊田市ほか]

所在地	愛知県豊田市 (旧稲武・旭・足助町・旭町等)、矢作川上流域 (岐阜県根羽村等)
地域の特性	●不在山主の森林が分布し、過疎化が進行する森林地域 (矢作川上流域) 林業の衰退により過疎化・高齢化が進み人手が不足、森林が放棄されて荒廃している。
地域活動の特色	●上流の森林地帯では、山村の互助活動が残る。 ●上流部では、都市住民が参加する森林保全のためのボランティア活動が複数見られる。 ●中下流の農業地帯や都市部では、環境保全活動が見られる。 (水利と水質保全の問題解決のための先駆的な環境保全活動の取組みなど)

■地域活動主体の概要

名称	矢作川水系森林ボランティア協議会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省東海農政局豊田統計情報出張所 (代表の丹羽氏が勤務) が実施した「矢作川水系山村活性化基本調査 (矢作川水系山林保有者の山林管理に関するアンケート)」がきっかけとなり、矢作川流域で活動を行う森林ボランティア団体 7 団体が集まり、10 年の時限団体として協議会を設立した。 ・豊田市矢作川研究所や東京大学演習林等の研究者 (後の「森の研究者グループ」メンバー) の協力を得て、「森の健康診断」「山の健康診断」の手法を開発した。 ・矢森研や開催地の市町村、森林組合等と協力し、「森の健康診断」や「山の健康診断」を実施している。 ・「伊勢・三河湾フォーラム」(伊勢・三河湾一帯の山・川・里・海に関わる環境保全活動の連携組織) に参加し、さらに広域的なネットワーク活動にも取り組んでいる。 ・森の健康診断のポータルサイトとして「森の健康診断 Web-GIS」を開発し、「森の健康診断」の実施方法、開催案内等とともに、全国で実施した調査結果を GIS データ化し、公表している。 ・平成 20 年度から、「森の健康診断」の普及のため、初めて開催する地域に対しメンバーを派遣し、リーダー養成等を行う「森の健康診断・出前講座」を開始した。
設立年	平成 16 年
会員等	豊田、足助、稲武、旭、小原の各地区の森林ボランティア団体 10 団体
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各種助成金及び「矢作川森の健康診断千人基金」創設により運営。 <p>※矢作川森の健康診断千人基金：森の健康診断を実施するために必要な 3 つのボランティア活動「汗のボランティア」「知恵のボランティア」「寄付のボランティア」のうち、「寄付のボランティア」を募るために創設した、10 年間安定して持続的な活動を行うための寄付金 (一口 1000 円) の基金である。矢森協と「森の健康診断」実行委員会が管理、準備、報告書作成、報告会開催等の事務・交通通信実費に充当している。</p>

■行政の関わりの概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●山林保有者アンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水省東海農政局が山林保有者 1000 人を対象に山林管理の実態に関するアンケート調査を実施した。 不在山主の森林管理の認識不足、現状把握の不足が森林荒廃の要因であることがわかった。 	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査をきっかけに、矢作川水系森林ボランティア協議会が発足した。
	<p>●「森の健康診断」開発協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 森の研究者グループの一員として矢作川研究所（豊田市）が開発に協力した。 	<ul style="list-style-type: none"> 不在山主と森林や山村を結ぶ「山林の健康診断」を開発した。【資料】 森林の実態把握・情報集積のための「森の健康診断」を開発した。【資料】
活動安定・継続期	<p>●「森の健康診断」の受け入れ・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜県根羽村等の上流部自治体が「森の健康診断」を受け入れ（あるいは開催依頼を行い）、協力する（施設提供、現地ガイド、交流イベント実施など）。 「森の健康診断」の専門家として矢作川研究所職員も協力する。 	<p>「森の健康診断」の際の役割分担</p> <p>【矢森協】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森の健康診断」イベントの主催、情報の集約・分析、報告書作成などを行う。 <p>【山村・山村住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「森の健康診断」の際、森林組合がガイドや現地での指導等として協力する。 「山林の健康診断」による結果をもとに山主の依頼を受け森林組合が森林施業を実施する。 <p>【一般参加者、不在山主】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林体験、山村交流や知識習得を行う。 不在山主が森林管理に関心を持つ。

■地域活動に関わる資料

●「森の健康診断」

<森の健康診断とは>

簡単な道具を使ってスギやヒノキの混み具合、植物の葉が地面を覆っている割合、植物の種類数、落ち葉や土壌の厚さなどを計測・観察する調査のことである。市民の参加を募り、矢森協、地元住民や森林ボランティア、地元行政などが協働して調査を行う。調査および調査の結果の報告会は年1回行われている。

<当日の流れ>

1チーム約8名の班をつくり、午前午後それぞれ1箇所の森林（約2kmメッシュ交点）で健康診断を実施する。各班のリーダーは森林ボランティアが務め、他に自然観察サポーターと地元サポーターがつく。林業の講習や昆虫や野鳥の観察なども交えて調査が行われる。

<主催者・後援>

- ・主催：矢作川森の健康診断実行委員会（矢森協・矢作川森の研究者グループ）
- ・後援：愛知県、豊田市、豊田森林組合、矢作川水系漁業協同組合連合会等

※矢作川森の研究者グループ：科学的な裏付け・助言、分析報告書の作成を行う研究者集団（大学教授など）

<情報の公開>

- ・調査結果は、毎回報告書として発行するほか、Web-GIS「森の健康診断サイト」を開設しホームページ上で公開している。

●「山林（やま）の健康診断」

<山林（やま）の健康診断とは>

人工林の間伐手遅れによる荒廃を防ぐため、矢森協が山主とともに無料でスギやヒノキ林の混み具合や植生調査を実施し、人工林の健全度（荒廃度）を測定、処方箋を作って施行メニューを提示する事業である。「山林の健康診断」実施後は、矢森協が実施している事業（交流学习事業、モデル林オーナーなど）への参加を呼びかけている。

<矢森協事業の概要>（健康診断の後、山主からの要望があれば行う。）

「山林の健康診断」と概ね同じ調査を行ったのち、山主が施策方針に同意したら、山主と森林ボランティアが対等な立場で間伐を行うという事業である。（間伐材は、森林ボランティアが搬出・出荷し、その代金や費用はすべて森林ボランティアに帰属する。）

矢森協は、この事業を通じて、山主が森林ボランティアとの交流学习を通じて得た知識とノウハウ、山仕事の喜びを糧に、他の山林も適切な管理を行うことを期待している。また、豊田市森林組合が実施している「とよた森林学校[※]」（森林・林業講座）への参加も促している。

■矢作川水系森林ボランティア協議会の活動関連年表

		矢森協関連の活動	行政による取組・働きかけ等
	平成6年 (1994年)		・豊田市矢作川研究所設立 ※豊田市と矢作川漁業協同組合、枝下用水土地改良区の民間2団体とが協力して第3セクターとして設立した。(2003年4月豊田市営化)
	平成6年 (1994年)	・KOA森林塾開始 ※株式会社(お百姓がお百姓であり続けながら生計を立てていけるようにと設立された電子部品の会社)が運営する林業技術研修講座。矢作川流域の森林ボランティアを多く輩出し、「森の健康診断」にも講師が参加している。	
活動開始期	平成13年	・足助きこり塾発足(12月)	
	平成14年 (2002年)		・矢作川水系山村活性化基本調査「矢作川水系山林保有者の山林管理に関するアンケート」(農水省東海農政局豊田統計情報出張所実施) ※調査により、不在山主が所有する森林の状態を把握していないことや、森林の手入れの認識不足などの実態を把握した。
	平成16年 (2004年)	・矢作川水系森林ボランティア協議会発足(1月) ・小原こだまの会発足、矢森協に加入 ・伊勢・三河湾フォーラムに参加	・矢作川研究所が「森の健康診断」について、矢森協から相談を受ける
活動安定・継続期	平成17年 (2005年)	・矢作川漁協森林塾開催(矢森協協力) ・「森の健康診断」リーダー講習会を開催 ・「森林ボランティア協働間伐モデル林事業」開始、矢森協・豊田市・森林組合の協働作業、候補地の下見 ・第1回矢作川森林(もり)の健康診断実施(6月) ・高嶺下の森クラブ発足・矢森協加入 ・「山林の健康診断」を実施 ・第1回矢作川森林の健康診断報告会開催(10月) ・豊田森林組合「森のカルテ」事業の協働 ・チェーンソーワークのステップアップ研修と間伐を実施。(社)国土緑化推進機構からの助成金により実施)	(岐阜県根羽村等が森の健康診断に協力・受入)
	平成18年 (2006年)	・第2回矢作川森の健康診断実施(6月) ・足助あやど森林クラブ発足、矢森協加入 ・第2回矢作川森の健康診断報告会開催(10月) ・矢作川森の健康診断千人基金創設	
	平成20年 (2008年)	・第4回矢作川森の健康診断実施 ・森の健康診断ポータルサイト開設 ・「森の出前講座」開始	

引用・参考資料:

- ・森の健康診断報告書、矢森協ホームページ、森の健康診断ポータルサイト
- ・農林水産省東海農政局豊田統計情報出張所編「矢作川水源の森と暮らしを守る 素人の山仕事入門」2006
- ・蔵治光一郎・洲崎燈子・丹羽健司編「森の健康診断-100円グッズで始める市民と研究者の愉快的な森林調査」、築地書館、2006

事例2

西条・山と水の環境機構による地下水・里山保全活動

[広島県東広島市]

所在地	広島県東広島市西条、東広島市龍王山憩いの森公園
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●古くからの酒造りの町と大学の移転による新しい市街地が混在している ・旧西国街道沿いに10社の酒蔵が立地している。 ・複数の大学が移転し市域が拡大し、新市街地が発展しつつある。 ・地下水を涵養する龍王山や酒米を栽培する水田等も立地している。
地域活動の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●旧西国街道沿いの酒蔵10社が西条酒造協会を組織している。 ・各社とも敷地内の井戸水を使用した伝統的な酒造りを行っている。 ・井戸水の保全、酒蔵のまち保全、日本酒の普及などに取り組む。 ※酒造り環境保全のために西条・山と水の環境機構（略称：山水機構）を設立した。 ●酒蔵に関連するボランティアや環境保全活動、音楽の町としての活動などが行われている。 ・酒蔵の町並みをガイドするボランティア活動、各種環境保全活動が行われている。 ・市内の環境保全活動に対し、山水機構が報奨制度により助成を行っている。 ・音楽のまちとして、小学生による醸華町西条を題材としたオペラ上演などが行われている。

■地域活動主体の概要

名称	西条・山と水の環境機構
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の酒蔵で構成される酒造協会が里山保全活動を行う団体として設立した。 <主な事業内容> ・龍王山・憩いの森一帯の水質・水量・定点観測調査 行政・大学と連携した「山のグラウンドワーク活動」「水のグラウンドワーク活動」 ・山林整備による生物多様性への効果調査 ・山林所有者との懇談会開催 ・技術向上研修会開催（広島県森林環境づくり支援センターによる技術指導などの支援） ・大学と連携（広島大学、近畿大学の講座との連携） ・憩いの森に炭焼き窯を設置 ※広島県「平成15年度環の応援団助成」 ・山のグラウンドワークで除伐材のチップ化による堆肥づくり実験 ・東広島市内を源流とする流域の環境保全活動団体に報奨金助成の実施 ・「西条・山と水のクラブ」の発足（会員増加を目指している） ・ニュースレターの発行による広報活動
設立年	平成13年
会員等	<ul style="list-style-type: none"> ・西条酒造協会加入社数：10社 ・「西条・山と水のクラブ」：約130人
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・西条・山と水の環境機構の運営委員会に行政（広島県、東広島市）、研究者（地元大学）、龍王山憩いの森管理団体（広島県森林組合）、森林保全活動団体などが参画している。（理事会には市長も役員として参画している。） ・行政は活動関連の情報を提供し、研究者は調査研究などをサポートしている。 ・運営費は各社売上げ1升につき1円を拠出し、基金として運用している。



山のグラウンドワークによって整備された森林



「環」の応援団事業によって整備した炭焼き窯



観光ボランティアによる酒蔵の街の案内

■行政の関わりの概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●「西国街道まちづくり事業」実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 東広島市が旧西国街道整備の一環として、酒蔵の町並みを保全するために道路整備。井戸水飲み場整備について酒蔵に補助。 	<ul style="list-style-type: none"> 井戸水飲み場を各社負担により整備したことがきっかけで、地域貢献活動として里山保全活動を開始した。
活動安定・継続期	<p>●行政が運営委員として参画・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 憩いの森など活動場所の提供や県内で開催する森林保全関連イベント・関連情報を提供する。 「ひろしま緑づくりインフォメーションセンター」(G I C) に加入し、県内の団体と交流【資料】 <p>●地元大学研究者が運営委員として参画支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水や里山保全等に関する調査研究を支援する。 学生向け講座など大学との連携活動を支援する。 <p>●広島県による助成・技術指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林環境づくり支援センターが技術指導を行う。 「環の応援団支援事業」による支援を行う。【資料】 	<ul style="list-style-type: none"> 行政や地元大学など地下水保全に関わる多様な主体との連携により、実効的で持続性のある運営を展開している。
活動拡大期	<p>●東広島市観光協会による観光案内等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元観光協会のガイドボランティアによる酒蔵のまちの案内・活動紹介等 	<ul style="list-style-type: none"> 会員制度や市内の環境保全活動団体への助成制度の創設、広報活動の強化など、地域の個人や団体育成のための活動を展開している。

■地域活動や行政施策に関する資料

●ひろしま緑づくりにフォーメーションセンター（略称：G I C）

広島県内の緑や森林づくりにかかわる環境保全団体のネットワーク組織である。（山水機構は発足と同時に加入）

<目的>団体間の連携協力を進め、効率的な事業運営を促進する、森林にかかわる活動への参加を支援する

<設立年月>平成10年3月24日

<事業内容>

- ① 広報事業（ひろしまの緑の編集等）
- ② 交流事業（ひろしま「山の日」県民の集いの開催等）
- ③ 安全技術・技能普及事業（研修会、審査会の企画・実施）

<加盟団体>27 団体

●広島県「『環』の応援団支援事業」

広島県が環境保全活動の活性化と資源の有効活用の促進を目的に行っている助成事業である。

<事業対象>広島県内のNPO等が市町村と連携して行う産業廃棄物抑制に資する取組みのうち、他のモデルとなる環境保全活動

※山水機構では、運営委員会での本事業に関する情報提供から事業に応募、採択された。（採択された事業は以下の通り。）

- ・テーマ：里山の材、リサイクル事業
グラウンドワークにより発生する除伐材を炭焼き用の材として活用。さらに炭を水の浄化に役立てるしくみをつくる
- ・内容：炭焼き窯の整備、炭焼き関連資材の整備
- ・助成額：900 千円
- ・事業年次：平成15年度

●「山と水の基金」報奨事業

西条・山と水の環境機構が、東広島市を源流とする河川の流域で環境保全・育成に取り組んでいる団体・グループの活動を助成するために、「山水大賞」「山水賞」として表彰し、報奨金を支給する事業である。

<対象テーマ>

里山保全・育成、小川や池、川など水環境の保全・育成など、山づくり、水づくり、美しいふるさとづくりに係る活動

<報奨基準>

- ① 里山保全・育成、小川や池、川など水環境の保全・育成などに係る活動
- ② 山づくり、水づくり、美しいふるさとづくりに係る活動
- ③ 1年以上活動を続け、今後も活動を続けること
- ④ 規約等により適正な運営がなされていること

■西条・山と水の環境機構の活動関連年表

		地域活動	行政による取組・働きかけ等
活動開始期	平成7年 (1995年)	・酒造各社が資金を補足して井戸水飲み場を整備する	・東広島市西国街道まちづくり事業実施(井戸水飲み場整備補助)
	平成10年 (1998年)		・観光協会によるボランティアガイド開始
	平成11年 (1999年)	・西条酒造組合理事会において「環境をテーマにした地域貢献活動」の検討が決定	
	平成12年 (2000年)	・キックオフイベントとして「山づくり、水づくり、酒づくり」シンポジウムと森林ボランティア研修会を開催(11月) (第1回山のグラウンドワーク開催)	
活動安定・継続期	平成13年 (2001年)	・「西条・山と水の環境機構」発足 ・G I C (ひろしま緑づくりインフォメーションセンター)に加盟	西条・山と水の環境機構理事会、運営委員会、役員に広島県、東広島市等が参画する。
	平成13年 (2001年)	・第1回水のグラウンドワーク開催 ・龍王山・憩いの森一帯の水質・水量・定点観測調査を開始 ・山林整備による生物多様性への効果に関する調査を開始	・広島県森林環境づくり支援センターによる技術指導などの支援を開始する。
	平成14年 (2002年)	・「第7回森林と市民を結ぶ全国の集い」開催(2月) ※実行委員会に西条・山と水の環境機構は実行委員会の一員として参加、憩いの森公園でも分科会を開催する	
	平成14年 (2002年)	・山林所有者との懇談会開催(地元大学との連携を提案)	
	平成15年 (2003年)	・広島大学「森林と人間」講座の野外実習が山のグラウンドワークに参加 ・憩いの森に炭焼き窯設置 ・技術向上研修会開催	・広島県「平成15年度環の応援団支援事業」による助成
	平成16年 (2004年)	・近畿大学・東広島市主催「東広島学」が山水機構の活動を取り入れる	
活動拡大期	平成17年 (2005年)	・山と水の基金報奨事業開始 ・山のグラウンドワーク活動による除伐材のチップ化による堆肥づくり実験開始(東広島酒米栽培推進協議会の水田に施用)	
	平成18年 (2006年)	・西条・山と水のクラブ発足 ・全国育樹祭共催事業として東広島サテライト会場を運営(10月) (「西条龍王の名水」水飲み場整備・碑設置)	

引用・参考資料:

- ・西条・山と水の環境機構提供資料
- ・西条・山と水の環境機構ヒアリング情報

事例3

榎野川流域における環境保全・流域連携活動

[山口県山口市]

所在地	山口県山口市仁保地区（仁保の郷四季の森公園）、榎野川流域
地域の特性	●森林、農地、中心市街地、河口の干潟等多様な環境を有する山口市の主要河川流域 ・上流域は森林、中流域は農地と中心市街地、下流域は農地が主で、河口域は干潟を形成
地域活動の特色	●上流部を中心に町内会活動が盛んで、特に仁保地区は住民の自治意識が高い。 仁保地区は、古くから道路整備のために地権関係の整理を地区住民自ら行うなどしている ●榎野川に関わる環境保全活動や上下流交流活動がある。 ・上流の植樹、中流の河川環境保全、河口や海岸の清掃活動等の団体があり、交流もある。

■地域活動主体の概要

名称	榎野川流域通貨・連携促進検討協議会
概要	・榎野川の豊かな流域づくりに繋がる地域通貨導入の可能性を検討するために設置された。 ・榎野川流域の住民、団体の連携・協働促進、地域通貨「フシノ」の流通、運営などを実施。 ・平成16年度～18年度は、県事業の流域連携モデル事業として、ワークショップ、流域フォーラム、流域マップ作成、ホームページ開設、榎野川「源流の碑」建立、バス視察イベント、他の地域通貨運営団体との交流などを実施した。
設立年	平成14年
運営体制	・事務局：榎野川の源流を守る会 ・協議会委員（参加団体）：13団体 榎野川の源流を守る会、仁保自治会、山口中央森林組合、山口漁業協同組合、榎野川漁業協同組合、山口中央農業協同組合、山口市の環境を守る会、(財)山口観光コンベンション協会、道の駅「仁保の郷」、山口市商店街連合会、四十八瀬川をきれいにする会、NPO法人やまぐち県民ネット21、(財)防長青年館

名称	榎野川の源流を守る会
概要	・榎野川源流一帯を産業廃棄物の処理場から守るために仁保自治会が中心となって発足した。 ・産業廃棄物処分場となる可能性の高い用地を買収するために、地元住民や仁保地区出身者に呼びかけ、寄付された1,280余万円を山口市に指定寄付した。 ・指定寄付によって山口市が購入した土地は「仁保の郷四季の森公園」として整備されたが、作業用園路の整備や樹種選定にあたっては、住民が維持管理可能なことを要望した。 植栽は、地域住民が維持管理しやすく、四季の変化が楽しめる樹種を源流を守る会が中心となって選択した。 ・住民に一斉に呼びかけ、維持管理作業を実施している（不定期）ほか、住民による自主的な活動も行われるようになっている。 ・榎野川流域地域通貨・連携促進検討協議会の事務局となっている。
設立年	平成13年
会員等	仁保地区住民全員（町内会員）

名称	榎野川流域活性化交流会
概要	・漁協からの要望もあり、山口市が上下流交流を呼びかけ、森・川・海の連携により地域環境を考える目的で結成された。 ・榎野川流域の環境の実態を勉強し、荒廃しつつある自然環境や生活環境の改善のために、山口漁港周辺の清掃、上流域の森林間伐、山火事跡地の植栽、海岸の清掃などを実施している。
設立年	平成12年
運営体制	事務局：山口中央森林組合 構成メンバー：嘉川漁協、榎野川漁協、山口漁協、山口中央農協婦人部、山口市林務水産課、山口中央森林組合

■行政の関わりの概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●地域活動からの寄付により用地買収・緑地整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処分場に反対する「榎野川の源流を守る会」が集めた寄付金を受け、市が産廃予定地を買収し、「仁保の郷四季の森公園」として整備した。 <p>●流域の関連団体に上下流交流を呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 河口部のアサリ不漁が続く漁協からの要請で、山口市が上下流交流を呼びかけた。 <p>●ワークショップ形式による構想策定【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口県が主催、流域の環境保全活動団体等が参加して、ワークショップ形式で流域連携のための構想を検討。 ワークショップはコンサルタントが運営。 流域連携の手法として地域通貨の導入を計画した。 <p>●流域連携協議会の立ち上げ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 構想実現のため、流域連携のための組織として流域の環境保全活動団体などが参加する「榎野川流域通貨・連携促進検討協議会」の立ち上げを支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金集めを行う 「仁保の里四季の森公園」の植樹や維持管理に仁保地区住民が参加する。 <p>町内会 = 守る会</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下流交流イベントを通じ、森・川・海の連携がスタートした。（「榎野川活性化交流会」） ワークショップをきっかけに「榎野川流域通貨・連携促進検討協議会」が発足した。
活動安定・継続期	<p>●「流域連携モデル事業」により協働・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口県が協議会との協働により、流域マップ作成やフォーラム開催など各種活動を実施した。【資料】 <p>●「地域通貨モデル実験」により協働・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口県が「流域連携モデル事業」の一環として地域通貨「フシノ」の運営を協議会（事務局：榎野川の源流を守る会）に委託して試行した。【資料】 <p>●支援制度により協議会活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口市が県の地域通貨モデル実験を引き継ぎ、地域通貨運営を協議会に委託して実施した。【資料】 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業は行政と協議会事務局との協働体制により実施された。 事務局長の人的ネットワークや事務局の活動を通じて地域通貨の協力店が増加した。
活動拡大期	<p>●行政職員による情報提供等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル事業の終了によって、自立した協議会活動を担当課職員が支援している。（活動状況の把握、助成・交流情報の提供、広報支援など） 活動状況把握のため、県支援事業による調査活動を実施している。【資料】 	<ul style="list-style-type: none"> 自立的活動として自発的なグループ活動が始まる。 仁保地区では、「仁保の里四季の森公園」での住民の自発的な維持管理作業がみられる。

■行政施策に関する資料

●山口県「やまぐちの豊かな流域づくり構想（榎野川モデル）」策定（平成15年3月）

<構想策定の方法>

- ・「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」を設置して構想策定を行った。学識経験者、行政、流域活動団体などが参加してワークショップ形式で運営された。（コンサルタントが運営）
- ・住民、事業者、小学生、関係団体などにアンケート調査を実施し、利用の現状や榎野川のイメージを把握した。

<構想の概要>

- ・基本理念：もり・かわ・うみを育むふるさとの流域づくり
 - ・豊かな流域づくりの6つの基本方針：
 - 「清流（水質）保全」「流域内の生物のつながりを取り戻す」「流域全体の水循環を健全にする」「人と川との関わりをつくり、大切にする」「水を育む森・農地を守り、地域産業を活性化する」「流域連携のしくみをつくる」
 - ・推進施策（6つの榎野川流域循環共生プロジェクト）：
 - 「清流（水質）保全」「生態系保全」「健全な水環境」「川との関わり」「地産地消、地域産業活性化」「流域連携」
- ※地域通貨導入は、循環共生プロジェクトのひとつ「流域連携」に位置づけられている。

●山口県「流域連携モデル事業」（平成15年度～18年度）

上記「榎野川モデル」に基づいて、「榎野川流域地域通貨・連携検討促進協議会（事務局：榎野川の源流を守る会）」との協働でモデル事業を実施した。

<実施内容>

- ・榎野川流域マップづくり
- ・榎野川流域フォーラム開催（第1回：活動報告、講演会等、第2回：活動報告、連携先の錦川等の講演等）
- ・榎野川流域連携交流ネット作りワークショップ開催
- ・プロジェクトの立ち上げ（イベント地域通貨活動、「食」、源流の碑建立、3プロジェクト）
- ・かわら版発行開始、Webサイト「榎野川流域まるごと博物館」公開
- ・流域バスツアー
- ・「源流の碑」建立セレモニー開催

上中下流の連携・協働による流域づくりを進めるための交流のシンボルとして間伐材を活用した「源流の碑」を制作

●山口県「流域連携モデル事業」地域通貨流通モデル実験（平成15年度～16年度）

「流域連携モデル事業」の一環として、導入を検討している地域通貨「フシノ」について、榎野川流域地域通貨・連携検討促進協議会に委託して、地域通貨流通モデル実験を実施した。

<概要>

- ・地域通貨「フシノ」を発行する。（「円」や「ドル」との交換不可。単独使用不可。）
協力店で代金の一部としてサービスを受けることができる。
- ・フシノは榎野川流域をこよなく愛し、環境を守り、豊かにするために、連携、協働して行動し、活動する人たちの間で流通する地域通貨とする。
- ・フシノによって、流域住民や企業、店舗等が流域の環境保全プロジェクトに参加し、連携・協働の拡大を目指す。

<実績>

- ・H15：33事業、17団体、2710人、協力店38店舗、H16：40事業、21団体、4119人、協力店38店舗
- ※平成17～18年度は、山口市が引き継ぎ事業を実施。

■資料（続き）

●山口市「環境関連団体パワーアップ支援事業」（平成17年度～19年度）

<事業の概要>

- ・平成13年度からの環境団体への支援（「山口市環境基本計画重点プロジェクト（わいわいプロジェクト）」の継続、活動の発展、より実践的な活動の場の提供、参加者拡大のために、平成17年度から実施されている（3ヶ年事業）。
- ・環境関連団体に対する参加の場・機会の提供「環境学習イベントの開催」、活動団体への地域通貨配布・参加者拡大、地域通貨流通モデル実験事業（県事業）を継承して実施する（「地域通貨『フシノ』流通支援事業」）。

<地域通貨「フシノ」流通支援事業」の概要>

- ・環境関連活動への参加者拡大のための手法として、地域通貨「フシノ」を活用する。
- ・モデル事業（県事業）として同通貨の発行を行ってきた榎野川流域地域通貨・連携促進検討協議会に業務を委託する。

（委託契約内容）

フシノを活用し、環境関連団体等が行う環境保全活動等への支援及びその活動への市民等の参加拡大を図ることに より、市民等が環境保全活動等に積極的に関与することを目的とした下記の業務を行う。

- 1) 本事業の目的を達成するために必要と認められる、市または協議会が主催、共催、後援する行事や環境関連団体等の活動に対してフシノを活用する。
- 2) 本事業の目的を達成するために、フシノ加盟店の維持・拡大に努める。
- 3) フシノを活用したことに対する効果等を把握するための調査事業を行う。
 - ・委託料：年間80万円（委託料内訳：印刷費、通信費、人件費、ホームページ経費、広告費）
 - ・地域通貨発行対象：環境保全、自然保護を目的とした事業（空き缶ゼロの日、廃棄物不法投棄回収ボランティア等）

<実績>

- ・協力店は平成18年度末時点で40店舗。
H17：46事業、24団体、4512人、H18：67事業、22団体、4482人、H19：38事業、46団体、3227人
- ・環境保全の啓発についても一定の成果が出たことからH19年度をもって事業終了。（当初から3ヶ年の支援事業を想定）

●山口県「住み良さ日本一の県づくり」—「住み良さジャンプアップ協働研究事業」（平成19年度）

<事業の概要>

山口県では、県民誰もが生涯の様々なライフステージの中で住み良さを実感できる「住み良さ日本一の山口県」の実現をめざしており、「住み良さジャンプアップ協働研究事業」は、この一環として実施された。各県民グループと市町・県職員が協働でアンケートの実施や先進地視察、勉強会の開催などを実施し、グループごとに事業報告書を取りまとめた。

<榎野川流域地域通貨・連携促進検討協議会による調査研究>

- ・調査研究名称：『地域通貨「フシノ」の活用がボランティア活動の県民参加を促進すること』についての調査研究事業
- ・協働担当課：山口市協働推進課、県自然保護課、県政策企画課
- ・調査研究の概要：地域通貨フシノの課題を把握し、ボランティア参加者数を増加させるため、フシノ協力店の状況調査や活動参加者へのアンケート調査を行い、フシノの活用方策を探る。
 - 1) ボランティア活動参加者へのアンケート調査事業
ボランティア活動参加者への地域通貨「フシノ」を配布し、その際にアンケート調査用紙を配布・回収する。
 - 2) ボランティア活動参加者による座談会開催事業
地域通貨「フシノ」をよく手にするボランティア参加者と地域通貨の協力店の担当者が集まり座談会を開催する。
- ・また、榎野川流域地域通貨・連携促進検討協議会は、「住み良さ日本一の県づくり」の一環で山口県が県内団体に呼びかけて募集している「住み良さ日本一おひろめ☆たい志」として、地域通貨の活用を通じた協力を行っている。

■榎野川流域における流域連携活動関連年表

		地域活動	行政による取組・働きかけ等
活動開始期	平成11年 (1999年)	・「榎野川流域活性化交流会」発足 山口漁協組合長が森林組合等との連携を提案して実現した	・「榎野川流域活性化交流会」発足 漁協からの提案により山口市が上下流交流を呼びかけた
	平成12年 (2000年)		・山口市が流域活性化交流会事務局として取組に対して支援を行う（現在事務局は山口中央森林組合である）
	平成13年 (2001年)	・「榎野川の源流を守る会」発足（2月） ・榎野川源流を守る会の募金活動（5月） 産業廃棄物可能性用地の購入募金活動 ・源流を守る会が寄付金1210万円を山口市へ指定寄付（12月）	（仁保地区に産業廃棄物処分場建設計画） ・山口市環境基本計画策定（3月） ・山口県が部局連携による流域づくりを検討（平成14年度予算化）
	平成14年 (2002年)	・榎野川の源流を守る会などが「榎野川モデル」策定のための構想策定委員会に参加	・市が産業廃棄物処分場予定地を買収、「仁保の郷四季の森公園」整備（～18年度） ・山口県「やまぐちの豊かな流域づくり構想-榎野川モデル」策定
活動安定・継続期	平成15年 (2003年)	・榎野川の源流を守る会などによる「仁保の郷四季の森公園」への植樹・草刈りなどの活動が開始 ・榎野川流域通貨検討協議会（現「榎野川流域通貨・連携促進検討協議会」）発足（5月）（事務局：源流を守る会） ・協議会が地域通貨「フシノ」のモデル実験（地域通貨の運営）の運営を開始	・山口県「流域連携モデル事業」の1つとして「地域通貨流通モデル実験」を実施（～16年度）（運営は協議会に委託）
	平成16年 (2004年)	・流域フォーラム開催、流域マップ作成	
	平成17年 (2005年)	・流域フォーラム開催、流域HP作成	・山口市「環境関連団体パワーアップ支援事業」により「地域通貨『フシノ』流通支援事業」実施（～19年度） （県事業（流域連携モデル事業）を継承、地域通貨運営は協議会に委託。）
	平成18年 (2006年)	（榎野川流域協議会の活動） ・第1回榎野川流域フォーラム開催（11月） ・榎野川流域連携交流ネット作りワークショップ開催 ・各種プロジェクトの立ち上げ・実施 ・かわら版発行開始、Webサイト開設 ・「やまぐち自然共生ネットワーク」に加入 ・第2回榎野川流域フォーラム開催（2月） ・「源流の碑」建立セレモニー開催（3月）	
活動拡大期	平成19年 (2007年)	・支援事業の終了に伴い、榎野川流域通貨・連携促進検討協議会が独自の活動開始 ・協議会がJR山口駅前に「フシノのお殿様」設置（8月） ※平成18年に建立した「源流の碑」（女雛）と対になる交流のシンボルを間伐材の活用により制作。きらめき財団「県民活動まちづくりファンド助成事業」を活用。 ・山口県「住み良さジャンプアップ協働研究事業」助成による地域通貨フシノについてのアンケート調査実施	・行政によるフシノへの支援事業終了 協議会への助成金などの情報提供、助言は県の自然保護課が担当となって実施 ・山口県「住み良さジャンプアップ協働研究事業」実施

引用・参考資料)

- ・山口市環境保全課提供資料、山口市林務課提供資料
- ・山口県政策企画課「住み良さ日本一の県づくり」ホームページ

事例4	一寺言問地区における防災まちづくり活動	[東京都墨田区]
------------	----------------------------	----------

所在地	東京都墨田区一寺言問地区（向島5丁目、東向島1・3丁目、堤通り1丁目）
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●東京の下町、木造住宅密集市街地 ・料亭やかつての花街があった向島と小規模な町工場等が密集する地区。 ・関東大震災後から代々定住している世帯が多く、家族経営の商店や小規模な町工場が多い。 ・最近では若手アーティストも少し移り住んでいる。
地域活動の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会による相互扶助活動、防災活動などが盛ん。 ●町内会を母体とする一言会のほか、国際的活動やまちづくり活動を行うNPOが多い。

■地域活動主体の概要

名称	一寺言問を防災のまちにする会（通称：一言会）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区が「防災生活圏モデル事業」を導入するにあたり、区の呼びかけにより地元有志が「一寺言問の防災まちづくりを考える『わいわい会』」を結成した。 ・わいわい会の呼びかけにより、わいわい会と周辺6町が集まって「一言会」を発足した。 ・「災害があっても、逃げずにすむまち、死なずにすむまち」を掲げて活動を実施している。 ・区がコーディネータとして派遣したコンサルタントとともに、一寺言問地区内での防災まちづくりのための計画づくり、施設整備計画づくりなどを行った。 ・雨水市民の会の協力により、雨水タンク「路地尊」の設置をした。 ・瓦版の発行などにより、住宅への雨水タンクの普及や雨水利用による花壇整備などの雨水利用を推進している。 ・モデル事業終了後も、雨水タンクの普及、ポケットパークの管理、瓦版の発行、言問集会所の管理運営などの活動は継続して行われている。
設立年	昭和61年
会員等	一寺言問地区内の町内会会員（有志が中心となって活動）
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が運営（会長は町内会長から選出される） ・活動費用は町内会費から拠出されている

名称	非特定活動法人 雨水市民の会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区で開催された雨水利用の国際会議の事務局が母体となり団体を結成した。 ・墨田区内や国内だけでなく、海外への雨水利用の普及に取り組む。 ・区の雨水資料館設置への協力や指定管理者としての資料館運営等を実施している。 <p><雨水市民の会の主な活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨に関する調査研究、情報発信・出版、普及啓発 ・雨水の活用技術の開発、技術者養成 ・雨水利用による国際貢献
設立年	平成7年
会員等	全国各地の賛同者等（会費制）
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・発足当初は学識経験者が理事に参加していた。現会長はわいわい会発起人。 ・事務局長は墨田区職員（活動のきっかけとなった洪水時、区保健所職員） ・活動費は各種助成金など。

■行政の関わりの概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●演劇ワークショップによる地元説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 墨田区が防災まちづくり事業の導入にあたって「まちづくり芝居」で住民に説明し、防災まちづくり活動を呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の呼びかけに応じて地元有志がまちづくり活動団体「わいわい会」を結成した。
活動安定・継続期	<p>●東京都「防災生活圏モデル事業」導入【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> わいわい会の提案をもとに墨田区が計画を策定、計画に基づいて住民との協働により、施設整備や改修を実施した。 墨田区が、地区に対してコーディネータとしてコンサルタントを派遣した。 <p>●雨水利用普及のための助成等【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な雨水利用施策を展開する中で、墨田区が雨水利用タンク設置補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「わいわい会」の呼びかけで「一言会」を発足し、区との協働で防災まちづくりを開始した。 コーディネータとの協働によりシンボル（路地尊）を設置し、イベントを実施した。 雨水利用の普及に関しては「一言会」と「雨水市民の会」が協力して実施している。
活動拡大期	<p>●「まちづくり計画担い手支援事業」導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 向島地区に立ち上がったNPO法人向島学会との協働による新たなまちづくりを墨田区が支援している。 【資料】 	<ul style="list-style-type: none"> 向島博覧会を契機に町外の人に参加する「向島学会」が発足し、地域内外の活動ネットワークが形成された。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>向島博覧会 (雨水市民の会、一言会、その他向島地区の活動が参加)</p> </div> <pre> graph TD A[向島博覧会 (雨水市民の会、一言会、その他向島地区の活動が参加)] --> B[NPO 向島学会] B --> C(雨水市民の会) B --> D(一言会) B --> E(その他活動) </pre>

■行政施策に関する資料

●東京都都市計画局都市防災部防災都市づくり推進課

「防災生活圏モデル事業」(昭和60年度～平成4年度)、「同促進事業」(平成5年度～平成8年度)

墨田区では、防災まちづくりの実績のあった京島での取組を参考に、地元で防災まちづくりを呼びかけて(演劇ワークショップを実施)モデル事業を実施した。

モデル事業の対象範囲を設定(一寺言問地区)したのち、「わいわい会」の立ち上げを支援した。

(事業実施にあたり、わいわい会は独自のまちづくり計画を検討して区に提出している)

(一言会結成にあたり、わいわい会は事業の支援を受けて、独自に防災イベントを開催している)

<事業の概要>

東京都が区の実施する防災生活圏促進事業に対して以下の支援を行う。①事業地区選定調査、②事業地区推進計画作成、③防災まちづくり事業に対する経費の一部助成、事業促進に関する技術的助言、指導、調整等

<墨田区実施事業内容>

- ・事業計画の策定、コンサルタントの派遣
- ・路地尊の整備、まちづくり用地の確保、歩道の整備、集会所の建設

<事業実施体制>

○事業期間中は区が事務局として参加した

- ・一言会の活動方針の検討や会議の連絡・通信、イベント開催の準備を行った。(一部コンサルタントに委託)
- ・防災生活圏モデル事業を利用して、一言会の会議費や瓦版の印刷費、各種イベント経費を負担した。

○区は事務局業務をコンサルタントに委託した

- ・一言会の活動・運営方針の立案、個別プロジェクトの計画策定のコーディネート
- ・理事会の運営準備、資料・議事録の作成、アドバイス
- ・イベントの企画・運営協力、瓦版の企画編集・レイアウト・レタリング

<事業計画にもとづき一言会が実施した内容>

- ・瓦版の作成
- ・各種、施設整備等へのアイデアや意見等提出
- ・路地尊の維持管理、集会所の運営(区からの委託)、向島有季園(雨水利用による花壇)の維持管理

※路地尊・向島有季園の維持管理、集会所の運営、瓦版の発行については事業終了後も一言会が継続中。(費用は区からの委託費と町内会費からの拠出金で賄っている。)

●墨田区雨水利用推進施策体系

墨田区では下記の施策体系により雨水利用を推進している。

<施策体系>

(普及事業)

- ・公共施設への普及
- ・民間施設への普及(助成制度:雨水利用推進助成制度※、指導:良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱)
- ・地域における雨水利用の普及(路地尊※※)
- ・雨水地下浸透の推進
- ・技術開発の推進、技術者の普及(雨水利用技術者養成講座)

(啓発事業)

- ・民間に対する啓発の推進(ホームページの充実)
- ・市民団体の育成(雨水市民の会活動助成)
- ・国際協力の推進(海外視察対応、国連環境計画との共同による英文ブックレット作成など)
- ・啓発拠点の設置(雨水資料館の設置)

※「雨水利用推進助成制度」:

民間施設に設置する雨水タンクの種類(「地中梁方式貯留槽」「中規模貯留槽」「小規模貯留槽」)に応じて助成を行う制度。平成7年度の助成開始から平成20年度までに計261件が助成により設置されており、多くは一寺言問地区への助成である。なお、住宅の構造上、雨水タンクを設置することが困難な場合が多いため、設置数はピークに近づいている。

※※「路地尊」はこれまで一寺言問地区に4基設置されている。

■行政施策に関する資料（つづき）

●国土交通省都市・地域整備局「まちづくり計画担い手支援事業」

墨田区では、東向島地区（一寺言問地区の一部）のまちづくりをさらに進めるために、「まちづくり計画担い手支援事業」を導入し、NPO 法人向島学会との協働により事業を実施している。

<まちづくり計画担い手支援事業の概要>（国土交通省 HP より）

まちづくり計画策定担い手支援事業の概要

密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、自律的な建替促進を通じた市街地の整備改善等に資する地区計画等の都市計画の提案を促進する。

- 【事業主体】：地権者組織 等（専門知識が十分ではなく、業務を委託する必要がある団体）
【対象地域】：国策として整備改善を進めるべき市街地（都市計画区域内で0.5ha以上の地区）
- ・密集市街地（25,000ha）
 - ・中心市街地活性化法の認定基本計画区域
 - ・都市再生緊急整備地域
 - ・都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
 - ・密集市街地整備法による防災再開発促進地区 等
- 【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）
- ・基礎調査（土地利用・建築物に関する現況把握、市街地環境の調査等）
 - ・地区診断（地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等）
 - ・地区計画等都市計画の提案素案の作成
- 【補助率】：100%補助（重点密集市街地）
50%補助（重点密集市街地以外の地域）
- 【補助限度額】：500万円/ha（事業費ベース）
（ただし、重点密集市街地については、1地区当たり2,000万円を限度とする。）
- 【平成19年度予算額】：国費2億円
【期 間】：平成19～23年度（5年間）

引用・参考資料：

- ・墨田区提供資料：墨田区雨水利用の取組の経緯、墨田区資料：雨水利用推進施策体系
- ・墨田区ホームページ（環境保全課雨水利用）
http://www.city.sumida.lg.jp/sumida_info/kankyuu_hozen/amamizu/index.html
- ・モクミツまちづくり情報データベース「一寺言問のまちづくり」ホームページ
<http://satoh.arch.waseda.ac.jp/DB-files/1-area-contents/S-ititera/index-ititera.html>
- ・NPO 法人雨水市民の会ホームページ <http://www.skywater.jp/>
- ・NPO 法人向島学会ホームページ <http://www.mukojima.org/>
- ・国土交通省都市・地域整備局都市計画課ホームページ [http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/topics/pdf/gaiyou\(vol.2\).pdf](http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/topics/pdf/gaiyou(vol.2).pdf)
- ・国土交通省都市・地域整備局「まち再生事例データベース」

■一寺言問地区における活動関連年表

		地域活動	行政による取組・働きかけ等
	昭和56年	(台風による大規模内水被害(10月))	
	昭和57年 (1982年)		<ul style="list-style-type: none"> 区職員と地元有志による雨水利用研究 国技館への雨水利用申し入れ、公共施設への雨水導入推進
活動開始期	昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> 地元有志が「一寺言問の防災まちづくりを考える『わいわい会』」を結成(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都が「防災生活圏モデル事業」導入 墨田区「防災生活圏モデル事業」開始(～1992年、1993～1996年は同促進事業) 墨田区が演劇ワークショップで地元へ防災まちづくりを呼びかけ
	昭和61年 (1986年)	<ul style="list-style-type: none"> わいわい会による防災イベントなど開催 墨堤桜祭りに出展(防災まちづくりPR) わいわい会の呼びかけで、わいわい会と6町内会で「一寺言問を防災のまちにする会」(一言会)を発足(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 区が防災イベントに「路地尊」の模型を提示し、設置する路地を募集した。
活動安定・継続期	昭和62年 (1987年)	<ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくり計画をわいわい会が作成、一言会で検討を行い、区長へ提出。 路地尊設置の用地探し、交渉 まちづくり用地整備計画を検討(一言会、町内会、商店会、住民などが参加)。 	<ul style="list-style-type: none"> 路地尊設置の用地探し、用地交渉などを一言会と協働して実施 「路地尊1号基」を設置
	昭和63年 (1988年)		<ul style="list-style-type: none"> わいわい会提出の計画をもとに墨田区が「一寺言問地区整備計画」(3月)を策定
	平成元年 (1989年)	<ul style="list-style-type: none"> 防災小緑地「向島有季園」オープン(花壇を住民が雨水利用により維持管理) 	
	平成2年～ (1990年～)	<ul style="list-style-type: none"> 一言会と商店街が連携した地藏坂通りの通行規制、歩道整備の検討 一言会「防災まちづくり衆会・すみだ」開催、緑の塀整備、雨水利用の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 一言会との協働により歩道等整備「旧墨堤之道」(1990年)、百花園通り「寺島のみち」(1991年)、桜橋デッキスクウェア(1992年)ほか
	平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> 一言会のまちづくり用地検討に基づき、防災広場用地として工場跡地を取得
	平成4年		<ul style="list-style-type: none"> 区組織内部に雨水利用推進協議会を設置
	平成6年		<ul style="list-style-type: none"> 「雨水利用東京国際会議」を開催(8月)
	平成7年 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水利用東京国際会議の事務局が「雨水利用を進める市民の会」として組織結成(現「NPO法人雨水市民の会」)(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水利用に関わる制度整備 雨水利用推進指針策定、雨水利用促進助成制度発足、墨田区開発指針要綱改正
	平成8年 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> 一言会がボランティア組織として一寺言問集会所を拠点に活動開始(個別プロジェクトごとに区から補助金) ポケットパーク整備、まちづくり資料室管理、瓦版の発行など(年1、2回) 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり用地(工場跡地)に一寺言問集会所・広場を整備(土地利用は区・専門家・住民のワークショップにより検討)(防災生活圏モデル事業、同促進事業による支援終了)
平成9年	<ul style="list-style-type: none"> 一言会による集会所運営開始 		
活動拡大期	平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> 「向島博覧会」開催(2001年も開催) 「雨水利用事業者の会」発足(雨水利用のための設備メーカー等の業界団体) 	
	平成13年		<ul style="list-style-type: none"> 「雨水資料室」開設(5月)
	平成14年	<ul style="list-style-type: none"> 「NPO法人向島学会」設立(4月) 	
	平成20年 (2008年)	<ul style="list-style-type: none"> 雨水市民の会が雨水資料館の指定管理者となり管理運営開始(4月) 「雨水ネットワーク会議」設立(雨水利用を推進する自治体の連携組織)(8月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国交省が東向島地区を「平成20年度まちづくり計画担い手支援事業」に選定する(事業実施主体は「向島学会」)

引用・参考資料：前頁に掲載

事例5

郡上八幡における用水保全活動

[岐阜県郡上市八幡町]

所在地	岐阜県郡上市八幡（旧八幡町）柳町、職人町、本町等中心市街地
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●水路沿いの古い町並みが残る城下町 ・江戸時代に市街地内に整備された用水路と古い町並みが残る。 一部では水利用システムや町内会単位の用水路維持管理システムが今も機能している。 ・高齢化が進行し、空き家が増加している ・郡上踊りや水路、歴史的な町並みなどを資源として観光客の多い
地域活動の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会単位の水路管理や祭が行われてきた ・町の清掃や用水管理などが継承されてきた。 ・「宗祇水奉賛会」は、大正時代から「宗祇水」保全や祭りなどの活動を行ってきた。 ●水質保全の普及を行う活動や町並み保存活動など住民主体の多様な活動がある。 ・地元有志による用水路の水質保全活動、町との協働による町内会単位での町並み保存活動、その他の町でもまちづくり活動が行われている。

■地域活動主体の概要

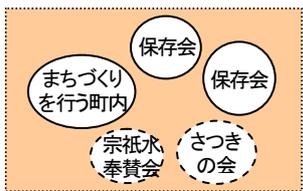
名称	柳町町並み保存会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・用水路改修をきっかけに発足し、3つの委員会に分かれて活動している。 水路委員会（用水路の維持管理）、景観委員会（施設の修景整備）、建物審査委員会（建物等のデザイン審査）※景観条例制定により市が審査を行うことになり活動終了
設立年	昭和61年
会員等	上柳町・中柳町・下柳町の3つの地区の住民
運営体制	区長が保存会会長を兼任、会費は各戸1ヶ月50円

名称	職人町町並み保存会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・柳町町並み保存会の影響を受けて発足し、3つの委員会に分かれて活動。（柳町と同様） ・用水の上流部調査、用水路地図作成、町並み保存のための提言や普及啓発も実施。（提言により電線類の統合化、町並み連続性維持のための空き地への塀設置指導などが実施されている）
設立年	平成3年
会員等	職人町の町内会住民
運営体制	町内会長が保存会会長を兼任、活動費は町内会費から拠出

名称	さつきの会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の悪化を懸念した地元有志により発足。 ・郡上八幡全域で水質浄化に関わる普及啓発、提言、美化活動を実施。（浄化ステッカー配布、講演会・勉強会開催、水浄化実験、かわらばん発行、小中学生向けに水に関する図書寄贈など）
設立年	昭和52年
会員等	有志が加入（約100名）
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・会費は月1000円（行政からの補助はなし） ・文教部会、環境・観光部会、親睦部会、総務部会に分かれて活動。

名称	宗祇水奉賛会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の有志によって「宗祇水倶楽部」（名水百選選定後、名称変更）を継承している。 ・宗祇水周辺の清掃、宗祇水の水質管理、周辺の補修など維持管理活動を実施している。（周辺の小駄良川の河川改修に対して提言なども行う）
設立年	大正6年
会員等	本町自治会の住民
運営体制	自治会長が会長兼任、会費は徴収していない。（行政からの補助なし）

■行政の関わり方の概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●市街地の町並み現状調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残すべき町並みとして3箇所を抽出した <p>●用水路等改修、ポケットワーク等整備【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水と景観」をテーマとした総合計画策定にもとづき事業実施 ※郡上八幡の水システムに関する調査研究論文発表（渡部一二）の影響を受けて総合計画を策定した。 <p>●保存会立ち上げ呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3町内会に用水路改修や保存会立ち上げを呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・町の呼びかけにより柳町が用水路整備に合意し、町並み保存会発足 ・柳町の影響を受け、他の町内会も活動開始  <p>※さつきの会は、渡部氏の論文の影響を受け独自に活動 ※宗祇水奉賛会は既存活動</p>
活動安定・継続期	<p>●町の職員が保存会に指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物審査活動などについて指導・助言 <p>●景観条例制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例にもとづき建物審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・町並み保存会が独自ルールをつくり建物審査を実施していた。（景観条例制定に伴い独自ルールによる活動は終了）
活動拡大期	<p>●「街なみ環境整備事業」導入【資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が地域に協議会の立ち上げを呼びかけ ・協定締結地区については協議会設置によりまちづくり活動を支援している 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の呼びかけ、協議会設立によりまちづくりを行う自治会が36に拡大 

行政施策に関する資料

●郡上八幡町（現、郡上市）：用水路整備、ポケットパーク整備等

郡上八幡町では、中心市街地の空洞化防止のため、「水」と「景観」をメインテーマに掲げた総合計画を策定し、資源を活かした景観整備を実施している。具体的には、老朽化した用水路の改修、ポケットパークや道路の整備などを実施している。



やなかのこみち
用水路から水を引き込み、ポケットパークを整備した
(平成元年手づくり郷土賞受賞)

職人町の町並み

用水路が開渠化され、電線類統合化、住民による景観審査などが行われた



●国土交通省「街なみ環境整備事業」（平成11年度～15年度） 実施主体：地方公共団体

郡上市では、水路沿いに残る町並みを保存するために「街なみ環境整備事業」を導入した。中心市街地内の自治会が住民主体の協議会（街環代表者会議等）を立ち上げて協定を締結（現在36自治会）し、「町のみんなで話し合い、各地ごとに決める」を基本理念に各自自治会で活動を実施している。

「街なみ環境整備事業」の詳細は、(国土交通省都市・地域整備局ホームページ「街なみ環境整備事業」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/05machinami.html>) を参照のこと。

補助制度 面整備
街なみ環境整備事業

事業の目的

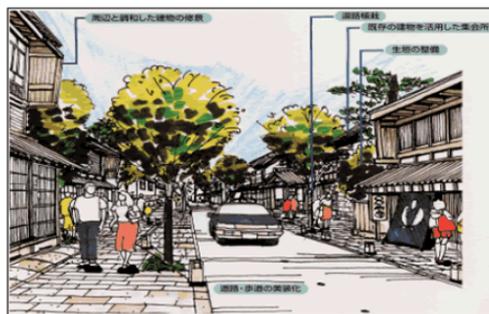
生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうれいのある住宅市街地の形成を図ります。

事業の内容

内容

- (1) 地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成
- (2) 街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備
- (3) 地区住民の行方門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成

事業のイメージ



対象要件

●街なみ環境整備促進区域

面積が1ha以上であり、かつ、下記1～3のいずれかの要件に該当する区域

- 1 区域内の住宅の戸数に対する接道不良住宅(幅員4m以上の道路に接していない住宅)の戸数の割合が7割以上であり、かつ、区域の面積に対する区域内の住宅の戸数の割合が1ha当たり30戸以上である区域
- 2 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- 3 地方公共団体の条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

●街なみ環境整備事業地区

街なみ環境整備促進区域内において、地区の面積が0.2ha以上であり、かつ、区域内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区

■郡上八幡における用水保全・町並み保存活動関連年表

		地域活動	行政による取組・働きかけ等
活動開始期	大正6年	・「宗祇水倶楽部」(現宗祇水奉賛会)発足	
	昭和45年頃～	(渡部一二が郡上八幡の水システムに関する調査研究・論文発表)	
	昭和52年 (1982年)	・「さつきの会」発足	・「水を活かしたまちづくり構想」策定 ※渡部論文も影響。水を重要な資源として位置づけ、景観形成などの取組を開始
	昭和57年 (1982年)		・八幡町「第一次総合計画」を策定 (メインテーマ：景観形成と水)
	昭和59年 (1984年)		・市街地の町並みの現状調査 ※残すべき町並み選定(柳町、職人町、鍛冶屋町)
	昭和60年 (1985年)		・「ポケットパーク構想」策定(～H6) ・宗祇水が名水百選に選定(8月) ・第1回全国水環境保全シンポジウム開催
活動安定・継続期	昭和61年 (1986年)	・「柳町地区町並み保存会」結成	・柳町地区建物・水路・道路等整備事業実施 ・「郡上八幡快適な商店街づくり構想」策定(やなか水のみち完成)
	平成元年 (1989年)	・「いがわと親しむ会」による活動開始	
	平成2年 (1990年)		・八幡町「ローカルフロント構想」策定(吉田川右岸を対象とした景観形成計画)
	平成3年 (1991年)	・「職人町町並み保存会」発足(6月)	・八幡町景観基本計画策定(3月) ・八幡町景観条例、届出制度を制定(景観条例制定に伴い、住民の自主的な建物審査活動は終了)
	平成4年 (1992年)	・本町商店街による自主的な活動開始 ※宗祇水周辺の清掃活動だけでなく、水中花火などのイベント開催。	・宗祇水境界整備構想策定
活動拡大期	平成8年		・八幡町「都市計画マスタープラン」策定
	平成10年 (1998年)	・協議会(街環代表者会議等)(7月)	※「街なみ環境整備事業」実施にあたり、各町内会にまちづくり協議会の発足を呼びかけ
	平成11年 (1999年)		・「街なみ環境整備事業構想」策定 ・聴衆参加型景観シンポジウム開催
	平成12年 (2000年)		・街なみ環境整備地区選定 ・市街地景観調査、景観マニュアル策定 ・「八幡中央区街なみ環境整備事業」認可 ・街なみ環境整備事業ワークショップ実施
	平成13年 (2001年)	・協議会(街環代表者会議等)開催 ・八幡中央区街なみ環境整備事業町民会議	・町並み照明整備事業実施(柳町、職人町) ・市街地空き家調査実施
	平成14年	・まちなみづくり町民協定締結(9自治会)	・空き家活用ワークショップ開催
	平成15年 (2003年)		・街なみ環境整備地区建物助成条例化地区における道路整備の実施など ・市街地内水辺地調査、防災調査 ・カキコまっぷ実施(Web上地図情報掲示板) ・景観賞選定、景観シンポジウム実施 ・建物実態調査
	平成17年 (2005年)		・ワークショップ開催(水を活かしたまちづくり30周年記念として渡部先生招聘)

引用・参考資料：

- ・郡上市提供資料「郡上八幡市街地 主なまちづくり事業の流れ」
- ・国土交通省都市・地域整備局ホームページ「街なみ環境整備事業」
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/seido/05machinami.html>

事例6

グラウンドワーク三島による水環境保全活動

[静岡県三島市]

所在地	静岡県三島市内（源兵衛川等の河川・用水路、学校ビオトープ、住宅地内緑地等）
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●富士山の南麓に位置し、かつては市内随所で湧水が豊富に湧出した地域 ・東海道の宿場町として発展した ・新幹線の開業や工場の進出によって中心市街地の外縁にも新興住宅地が拡大している
地域活動の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●グラウンドワーク三島が中間支援団体となって発足した地域の環境保全活動が多い ・グラウンドワーク三島が町内会を母体とする地域活動を育成している。

■地域活動主体の概要

名称	特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民、企業とのパートナーシップによる身近な環境改善を進める英国のグラウンドワーク活動を日本で最初に導入し、活動の仲介役を担う専門的な機関として活動を行っている。 ・水の都・三島の再生を目指し、水辺の環境再生活動、手づくり公園・学校ビオトープ整備などの活動を実施している。 ・近年は都市近郊農村エリアでの環境再生活動（松毛川再生）、箱根西麓地域の耕作放棄地の環境改善活動（ソバつくり隊）をはじめ、農山村の地域資源を活用した環境コミュニティビジネス事業に積極的に取り組み農村環境の保全再生活動にも取り組んでいる。 ・そのほか、各種イベントやセミナー、助成金の獲得による独自の事業を展開している。
設立年	平成4年
会員等	市民団体20団体、個人会員100名以上（ボランティア登録制度により個人の登録も可能）
運営体制	三島市内30ヶ所で活動する20市民団体とのネットワークによる連合組織



源兵衛川

三島市において水路の改修をパートナーシップで行った最初の事例である。散歩する市民のほか、観光客も多い。



境川・清住緑地

GW三島が加わった住民とのワークショップにより、住民が親しみやすく、維持管理しやすい緑地整備が行われ、周辺住民による愛護会が維持管理を行っている。住民の散策や憩いの場となっている。

■行政やGWによる地域への関わりの概要（境川・清住緑地の場合）

	GW 三島による働きかけ、行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートによる住民の意向調査 ●住民参加による自然環境調査等の実施 ●ワークショップ形式による計画検討 ●町内会主体の組織化を誘導 <p>※平成7年度から静岡県沼津土木事務所が「一級河川境川みずべプラン21推進事業/清住遊水池整備事業」を計画したものの、地元住民の反発によって事業が中断していた。そこで、GW三島が仲介してワークショップ開催や住民意見のとりまとめから行った。</p>	<p>・整備予定地の自然環境について住民同士が情報や意識を共有し、整備プランを提案した。</p>
活動安定・継続期	<ul style="list-style-type: none"> ●パートナーシップによる整備事業実施 ・静岡県が住民による計画に基づいて整備事業を実施。 ・周辺プロムナード整備などは「街中がせせらぎ事業」により三島市が実施。【資料】 ●活動の自立を促す技術指導等支援 ・GW 三島による水辺環境の維持管理活動の支援実施 インストラクター養成講座、管理体験プログラムなど ・GWによる活動の広報（ホームページ上での紹介など） ●維持管理マニュアル作成 GWの支援により、管理マニュアル作成のためのワークショップが実施され、住民が適切に容易に維持管理できるような管理マニュアルが作成された。 ●市からの管理委託 三島市が「愛護会」へ緑地管理を委託している。 	<p>・GWによる各種技術支援プログラムに地域住民が参加し、住民によって「境川・清住緑地愛護会」が設立された。</p> <p>・「維持管理マニュアル」によって住民主体の維持管理が可能となった。</p> <p>・市からの管理委託を受けて、住民による維持管理が実施されている。</p>
活動拡大期	<ul style="list-style-type: none"> ●生物調査の実施 GWが、野鳥やトンボ、植物の種類について経年調査を行っている。 	<p>・「愛護会」は、維持管理活動のほか、研修会や自然観察会、田んぼの復元、田植えなどの各種活動を実施している。</p> <p>・散策などの利用者が増加している</p>

行政施策に関する資料

●三島市「街中がせせらぎ事業」	
事業のきっかけ	平成8年に三島商工会議所が創立50周年記念事業として「街中がせせらぎビジョン」を提唱したことがきっかけとなり、環境先進都市・市民との協働を目指す三島市として、このビジョンと協働して事業を進めることになった。
事業の目的	三島市の歴史、文化、水辺や緑の自然環境などの「アメニティ資源」を回遊ルートで結ぶことで、「歩きたい街」「住みたい街」「ほっとできる快適な空間づくり」、魅力ある地域づくりをめざす。
事業の特徴	三島市商工会議所やまちづくり団体が中心となって基本構想を作成し、これを土台に三島市庁内や市民の意見交換・ワークショップを行って検討を進める。 市民の自主的な活動実績をふまえ、魅力あるスポットを点から線へ、線から面に広げて行くしくみやシステムを構築し、市民、企業、行政がパートナーとなり、各々の役割分担によって築きあげることで、街の活性化につなげていく。
事業内容	グラウンドワーク三島による活動と関連した事業としては、「宮さんの川プロムナード修景整備」「源兵衛川プロムナード修景整備」「はたるの里」、あるいはポケットパーク整備や植樹活動の事業委託などが挙げられる。 1. 街の顔の景観づくり、2. 歩きたくなる道の景観づくり（修景整備事業） 3. 親しみのある川づくり（プロムナード修景整備）、4. 歩きたくなる「案内」づくり 5. 小さな博物館づくり、6. 街の水の仕掛け事業 7. 市民との協働の街づくり（協働による基本計画・実施計画作成、市民会議・状況報告会など） 8. ソフト事業づくり（ポケットパーク整備事業委託など身近な環境改善、調査・啓発など）
事業費等	・静岡県が推進している「快適空間しずおか」のモデル事業。県の「快適空間創造事業」及び「観光施設整備事業補助」により実施。 ・整備期間：平成13年度～17年度 ・総事業費：約13.67億円
事業実施体制	民間（市民）との協働により実施 1) 「せせらぎ協働体」 ・グラウンドワーク三島、三島ゆうすい会、源兵衛川を愛する会、宮さんの川を守る会、桜川を愛する会、三島ホテルの会等グラウンドワーク三島関連団体 ・三島青年会議所、三島商工会議所、建築士会三島支部、日本大学国際関係学部金谷ゼミ ほか 2) 「市民会議」 ・商工会議所、観光協会、自治会代表、まちづくり団体代表、三嶋大社、佐野美術館など120団体 ・年6回開催（状況報告会も年6回開催）

■グラウンドワーク三島の活動関連年表（主に GW 三島設立および境川・清住緑地の例）

		地域活動	行政による取組・働きかけ等
活動開始期	昭和60年 (1985年)		・源兵衛川：下水道接続推進、親水公園整備（～H2）
	平成元年 (1989年)	月2回の清掃活動開始 各種勉強会、生態系調査、住民アンケート調査など	
	平成2年 (1990年)	・三島ホテルの会設立（8月） ※源兵衛川の再生に関わった近隣の有志が立ち上げ。	(源兵衛川) ・親水公園化事業（～H4） ・県営農業水利施設高度利用事業（～H4）、 県営水環境整備事業三島中部地区事業実施（H5～H9）適用
	平成3年	・三島ゆうすい会設立（9月）	
活動安定・継続期	平成4年 (1992年)	・グラウンドワーク三島実行委員会結成（9月） ・協働による河川の維持管理を開始	
	平成5年	・源兵衛川を愛する会設立	
	平成7年 (1995年)	・桜川を愛する会（3月）	・静岡県沼津土木事務所「一級河川境川みずペプラン21推進事業/清住遊水池整備事業」（～H13）
	平成9年 (1997年)	・境川・清住緑地の活動開始（アンケート・自然環境調査、観察会、ワークショップ等）	・境川・清住緑地についてGW三島、三島市、清水町が協力
	平成10年 (1998年)	・境川・清住緑地愛護会設立 これ以降、愛護会による維持管理が行われている。	・静岡県により「丸池・清住緑地（境川）整備事業」実施（～H13） ※住民参加によって作成された計画をもとに、静岡県が当初の計画を見直し事業を開始。周辺住民が自然に親しめる環境とするとともに、住民によって維持管理が容易な整備を行った。
	平成12年 (2000年)		・三島市「街中がせせらぎ」事業によるせせらぎのアメニティ空間整備（継続中）
	平成12年		・三島市「都市景観条例」制定（11月）
活動拡大期	平成15年 (2003年)		・三島市街中がせせらぎ事業により源兵衛川第3ゾーン再整備
	平成16年 (2004年)		・源兵衛川第2ゾーンが三島市都市景観条例に基づく「重点整備地区」に指定
	平成20年度 (2008年)	・GW三島「登録ボランティア制度」制定 ※個人ボランティア登録開始。その他インターン受入、客員研究員などを受け入れている。	

引用・参考資料：

- ・グラウンドワーク三島パンフレット
- ・グラウンドワーク三島ホームページ <http://www.gwmishima.jp/>
- ・渡辺豊博「清流の街がよみがえった 地域力を結集—グラウンドワーク三島の挑戦」、2005年、中央法規出版株式会社
- ・三島市「街なかがせせらぎ」パンフレット
- ・グラウンドワーク三島ヒアリング調査結果

事例7

新町川を守る会による環境保全・まちづくり活動

[徳島県徳島市]

所在地	徳島県徳島市中心市街地（新町川・助任川等周辺）
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●環濠河川を持ち官庁、商業施設が集積する中心市街地 ・「ひょうたん島」と呼ばれる環濠河川（新町川、助任川）を有する城下町。 ・かつては川沿いに藍倉などが立地する美しい街並みを形成していた。 ・現在は官庁施設やJR徳島駅、デパート、商店街等が立地している。 ・新町川・助任川沿いは親水公園や護岸、河岸緑地が整備されている。
地域活動の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●商店街が中心となりイベント活動などが行われている。 ・中心市街地の商店会が商店街イベント等を実施している。 ・徳島市のシンボルである眉山への眺望確保のため、地元商店街等が駅前通りの沿道景観保全に取り組んだ実績を持つ。 ●新町川を中心に賑わい演出の活動なども行われている。 ・中心市街地の美化や賑わい創出は、新町川を守る会の活動が中心的役割を果たしている。 ・近隣の商店街による水辺のデッキ整備や水辺の美化、賑わい創出の活動が行われている。

■地域活動主体の概要

名称	NPO 法人新町川を守る会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・有志10人で「市民の汚した川は市民の手できれいに再生しよう」と発足。 ・ひょうたん島周遊船の運航（一部市の委託による）、吉野川フェスティバルの開催、花植え、植樹活動等、年間を通して多彩なイベントを実施 <p><活動内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップ活動：河川清掃活動（ひょうたん島周辺の自主的な河川清掃） ・リバークルージング活動：ひょうたん島クルーズなど周遊船の運航（無料）。 ・リバーサイド修景、環境保全活動：自主的な緑化活動、植栽管理、上流域の森林での植樹 ・イベント活動：「ラブリバーフェスティバル」「吉野川フェスティバル」「川からサンタがやってくる」、水際コンサート、寒中水泳大会など ・市民活動開発センターでNPO養成講座や市役所職員研修の講師も行う。 ・吉野川流域交流活動や他の河川のNPOとの連携も行っている。 ・平成18・19年度は、建築士会と市との協働で河川沿いの景観まちづくりのための活動を実施（新町川河岸建築物調査など）。
設立年	平成2年設立
会員等	会員数 約280人 地域住民、徳島市民が中心、県内他地域からの参加もある。
運営体制	会費、助成金、委託費

■行政の関わり方の概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●新町川河岸整備・親水公園整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が「環濠河川」の河岸を改修 ・市が河岸に親水公園整備 <p>●ひょうたん島構想策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市が行った市民懇談会によりイメージアップ推進計画、「ひょうたん島構想」策定【資料】 	<ul style="list-style-type: none"> ・河岸・親水公園整備をきっかけに、地元有志が「NPO 法人新町川を守る会」を立ち上げ、河川清掃活動を開始 ・「新町川を守る会」が市民懇談会で中心市街地活性化のアイディアとして周遊船運航を提案
活動安定・継続期	<p>●「ひょうたん島構想」にもとづく協働事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市による周遊船運行（新町川を守る会へ委託）など <p>●NPOからの提案にもとづく協働の事業実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市による乗船場の設置、バリアフリー化等の整備、周遊船運行などの実施、関係機関との調整。【資料】 	<ul style="list-style-type: none"> ・構想に基づく事業や市民からの提案について、市と対等な立場で協議・協働。 ・新町川を守る会の活動が市民や観光客の関心を呼び、活動が広がった。
活動拡大期	<p>●「協働提案事業支援制度」による協働事業実施【資料】</p> <p>●NPO育成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島市「市民活力開発センター」での人材育成など 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の団体や活動との連携による活動の実施、NPOの育成にも貢献

■行政施策に関する資料

●徳島市「水が生きているまち・徳島」推進計画～ひょうたん島水と緑のネットワーク構想～ (H4 策定)

<計画策定の趣旨>

「水が生きているまち・徳島」(徳島市イメージアップ推進計画大綱)の実現に向け、環濠河川と河川に囲まれた地域(ひょうたん島)を重点整備地域として事業化推進施策をとりまとめたもの

<目標年次> 21世紀初頭

<ひょうたん島水と緑のネットワーク構想>

徳島市の特徴である環濠河川を「水都・徳島の顔」とするため、「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」を策定した。これを踏まえて、護岸の親水化、橋の修景、ポケットギャラリーの設置、ライトアップなどを推進する。

<「ひょうたん島周遊船の就航」について>

市民、観光客などが楽しめる周遊船の導入を促進するため、ひょうたん島周遊船導入事業(中期)を行う。

●徳島市における協働推進について(H18「協働提案事業支援制度」など)

平成15年3月、NPOの活性化と協働推進のために「基本指針」を策定し、推進指針を提案した。

<円滑な協働事業推進のあり方>

- ・協働事業検討の場、協働事業等の開発に関する専門研究機能の設置
- ・中間支援組織(NPO支援センター)の整備
- ・職員の意識改革等の推進

<NPOの活性化のあり方>

- ・NPOの会員等の増強・育成、活動拠点の整備等
- ・NPO活動の資金確保、ネットワーク活動の促進に対する支援
- ・活動評価の促進

これを受けて、以下の制度創設などが行われている。

H16.1「徳島市市民活力開発センター」設置(NPOの育成・支援、NPO情報の収集・発信、協働事業の推進)

H17.6 庁内横断組織として「徳島市NPOとの協働推進委員会」を組織、職員への「協働研修」を開始

H18「徳島市協働提案事業支援制度」創設

NPOから市と協働で行いたい公共サービスの提案を募集し、選考された事業に対して市の役割を実行するとともに、事業費の補助を行う制度

<協働提案事業支援制度によるひょうたん島の活動>

- ・平成18、19年度対象事業としてNPO法人新町川を守る会、(社)徳島県建築士会徳島支部、市都市デザイン室との協働による「ひょうたん島・景観まちづくり事業」が採択された。

○平成18年度事業

- ・周遊体験
- ・景観のあり方を考えるワークショップ
- ・起こし絵(川から見た景観を図面に起こす)の作成
- ・「ひょうたん島ぐるっと展示会」

○平成19年度事業

- ・乗船会の定期的開催
- ・講演会開催(ひょうたん島の歴史景観、外国の河川景観との比較、他都市の河川景観との比較)
- ・ひょうたん島・景観資源調査(景観資源展示会)
- ・シンポジウム(ひょうたん島の景観)

■行政施策に関する資料（つづき）

●徳島市「平成19年度協働事業の実態・意向調査」結果（平成20年1月実施）

※NPO 法人新町川を守る会関連

<委託事業>

●経済部観光課「観光客誘致対策イベント事業費」

（協働相手）NPO 法人新町川を守る会

（概要）ひょうたん島周遊船の運行。ひょうたん島の魅力を観光客に体験してもらうために、土・日・祝日等に運行。

（協働事業の意向）観光全般について効果があれば検討したい。

<事業協力>

●企画政策局企画調整課「水が生きているまち・徳島」

（協働相手）NPO 法人新町川を守る会

（概要）市が作成したひょうたん島PR紙を、ひょうたん島周遊船の乗船者に配布し、ひょうたん島のPR活動を行った。

（協働事業の意向）ひょうたん島PR紙については、今度、将来像「心おどる水都・とくしま」を啓発する内容に変更する予定であるため、NPO とともに啓発活動に取り組んでいきたい。

●総務部人事課「基本研修新規採用職員研修」

（協働相手）NPO 法人新町川を守る会

（概要）基本研修「新規採用職員研修」の一部。川や町の清掃を通してNPOの活動や市中心の状況を知る研修の実施。

<後援>

●教育委員会スポーツ振興課「2008 新町川寒中水泳大会」

（協働相手）NPO 法人新町川を守る会

（概要）40年前に行っていたイベントを復活し、きれいになった新町川をPRする大会の後援を行う。

<公共施設アドプト事業協力>

●開発部公園緑地課「徳島市パークアドプト事業」

（協働相手）NPO 法人新町川を守る会、八万婦人会ほか

（概要）公園や緑地等への美化意識・愛護の啓発、市民と行政が協働した美しいまちづくり推進のため、事業参加団体を支援する。公園におけるアドプトプログラムは、公園施設の管理、情報提供、清掃や除草などのボランティア活動に対し、傷害・賠償保険料の負担や活動に必要な清掃用具の貸与、花苗の提供などの支援を行うもの。

<協働提案事業支援制度>

●開発部都市デザイン室「ひょうたん島・景観まちづくり事業」

（協働相手）（社）建築士会徳島支部、NPO法人新町川を守る会

（概要）ひょうたん島の魅力を多くの市民に知ってもらうため、新たな魅力づくりと景観保全を考える。ひょうたん島周辺住民へのアピール、景観資源の保全・誘導策を考える目標を明らかにする。

<補助>

●市民環境部文化振興課「吉野川フェスティバル」

（協働相手）吉野川フェスティバル実行委員会（NPO 法人新町川を守る会等）

（概要）人々が川に親しみ、郷土を愛する心を育むとともに新しい文化の創造をめざすため、市民主体の多くのイベント（吉野川クリーンアップ大作戦ほか）を毎年7月下旬ごろ開催している。

●経済部観光課「ひょうたん島周遊船購入費補助等事業費」

（協働相手）NPO 法人新町川を守る会

（概要）NPO法人新町川を守る会が老朽化した現行の周遊船2艇を更新する予定であるが、うち大型の1艇分に対して購入費を補助する。

■新町川を守る会による環境保全・まちづくり活動関連年表

		地域活動	行政による取組・働きかけ等
活動開始期	昭和61年 (1986年)	(水際公園整備後、地元有志が河川清掃開始)	・新町川水際公園整備事業(～平成元年)
	平成元年 (1989年)		・徳島市「新町川右岸地域都市景観形成基準」制定
	平成2年 (1990年)	・NPO法人新町川を守る会発足(3月) ※河川清掃を実施していた地元有志がNPO法人化。イメージアップ市民懇談会に参加し、周遊船運航を提案。	・徳島市のイメージに関する基本調査実施 ・徳島市のイメージアップ市民懇談会設置
	平成3年 (1991年)		・徳島市「イメージアップ推進計画大綱」 ※市民懇談会が「水」をテーマに策定。
	平成4年 (1992年)		・イメージアップ作戦シンボル事業「ひょうたん島水と緑のネットワーク構想」策定 ※新町川周遊船運行も盛り込まれる
活動安定・継続期	平成4年 (1992年)	・市の委託により周遊船運航開始(継続中) ※当初は市からの貸与船の委託により運行(現在貸与船は廃止、NPO所有の周遊船により運行(一部、市委託))	・ひょうたん島周遊船運行委託開始
	平成5年		・ひょうたん島構想ランドデザイン作成
	平成6年 (1994年)		・助任川河岸緑地整備事業 ※以降、ひょうたん島周辺の河岸を順次整備。 ・新町川公園整備(平成8～平成11年度) ・城山河畔公園整備(平成14年度)
	平成7年 (1995年)	・東船場商店街振興組合「しんまちボードウォーク」敷設 ※新町川右岸(新町川水際公園対岸)に組合負担により設置。ボードウォーク上に屋外出店営業用仮設テント貸し出し。	
	平成16年 (2006年)		・徳島市市民活力開発センター開設 ※NPOの育成・支援、NPO情報の収集発信、協働事業の推進を行う機関として市が設置
	平成17年 (2005年)		・中徳島河畔緑地整備 ※一部区間を除き、ひょうたん島周囲の河岸緑地などがほぼ完了。
活動拡大期	平成18年 (2006年)	・ひょうたん島・景観まちづくり事業実施 ※新町川を守る会と建築士会徳島支部が「協働提案事業支援制度」により、周遊船からの川沿いの景観に配慮したまちづくりを進めるための事業を実施(現況調査、シンポジウム開催など)。	・徳島市「協働提案事業支援制度」制定
	平成19年 (2007年)	・新町川を守る会が撫養航路周遊船運行開始(継続中) ・市民支援センター主催のNPO育成研修の講師として新町川を守る会会長が参加。	・徳島市市民支援センターにてNPO育成講座開始

引用・参考資料：

- ・NPO法人新町川を守る会ホームページ <http://www2.tcn.ne.jp/~nposhinmachigawa/>
- ・徳島市提供資料(「水が生きているまち・徳島」推進計画～ひょうたん島水と緑のネットワーク構想)
- ・徳島市ホームページ

事例8

水辺愛護会による「江川せせらぎ」環境保全活動

[神奈川県横浜市都筑区]

所在地	神奈川県横浜市都筑区佐江戸町、東方町
地域の特性	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模工場と新興住宅地が立地する近郊市街地 ・鶴見川沿いの低地に広がる水田地帯に昭和40年代に開発された市街地 ・一部に農家が残るが、バイパス道路沿いに工場と住宅が集積
地域活動の特色	<ul style="list-style-type: none"> ●農家を中心とした町内会活動が残る地域もある ●町内会と連携した、大規模工場等による地域貢献活動が行われている

■地域活動主体の概要

名称	都田江川せせらぎ水辺愛護会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・江川せせらぎの下流部を維持管理する団体として発足。 ・都筑区が推進する「クリーン都筑区」事業に賛同した町内会と企業が結成。 ※「クリーン都筑区」事業の趣旨： <ul style="list-style-type: none"> ・地域と地域企業が一体となって快適な水環境を実現する。 ・水辺を花で飾るなどの「花いっぱい運動」により、潤いのあるまちづくりを実現する。 ・隣接する事業所（山崎パン㈱）が事務局となって参加、活動を支援している。 ・清掃活動や草刈りのほか、子どもが参加するチューリップの球根植え付け体験やサクラ祭りなどのイベントを実施している。
設立年	平成9年
会員等	町内会員全員及び周辺の事業所
運営体制	役員会：町内会役員および周辺事業所社員の20名

名称	佐江戸せせらぎ水辺愛護会
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・江川せせらぎの上流部を維持管理する団体として発足。 ・隣接する事業所（パナソニックモバイルコミュニケーションズ㈱）職員が敷地内でホタル飼育・放流を計画。「共存の森」づくりを協働で行う地元町内会に持ちかけ、地域の代表者が植栽管理やホタル放流等を区へ相談。区が愛護会結成をもちかけ、結成に至った。 ※「共存の森」：地元貢献の一環として、事業所所有の土地の一部を「共存の森」とし、社員と住民が協働で植栽、維持管理を行っている。 ・愛護会結成後、用水路沿いの住宅や企業に活動が広がり、現在では隣接する住宅と企業の大半が会員として参加している。 ・清掃や草刈りのほか、植栽、ヒゴイの飼育などを行う。近隣企業による自主的な清掃活動も実施されている。 ・事業所職員の指導のもと、近隣小学校の協力を得てホタルの飼育・放流を行い、ホタル鑑賞会を開催している。 ・都筑区公園愛護会連絡会（主として港北ニュータウン内）に参加し、他の愛護会にホタル飼育を指導している。
設立年	平成17年
会員等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会員：48名（水路沿いの住宅全戸、その他町内） ・法人会員：12社
運営体制	・実行委員会組織（会長、副会長、会計、実行役員、監査）

■行政の関わり方の概要

	行政による施策や支援	地域活動、地域の反応、得られた効果
活動開始期	<p>●用水路の再生・整備</p> <p>・横浜市が水辺回復のための構想「水と緑のまちづくり基本構想」にもとづき、環境の悪化が著しかった用水路を「せせらぎ」として再生した。【資料】</p> <p>●「クリーン都筑区」キャンペーン実施</p> <p>・都筑区は地域や企業との協働や花いっぱい運動等を推進している。</p> <p>●水辺愛護会の結成を呼びかけ</p> <p>・自主的活動を行っていた住民に対して活動の組織化を呼びかける。</p>	<p>・せせらぎ整備後、環境を維持するために近隣住民が自発的に清掃活動を開始した。</p> <p>・「クリーン都筑区」に賛同し、水辺愛護会の組織化に合意した（東方町）。</p> <p>・企業と地域との植樹活動が、せせらぎ整備によって用水路を活用した協働によるホタル飼育に発展し、愛護会を組織した（佐江戸町）。</p>
活動安定・継続期	<p>●愛護会制度にもとづき活動支援</p> <p>・市は「水辺愛護会制度」により、委託契約方式で活動助成金として委託費を支給している。【資料】</p> <p>●広報等による活動の紹介</p> <p>・地元CATVや役所広報などで活動を紹介している。</p> <p>●広域連携の呼びかけ</p> <p>・区内の公園愛護会活動との交流の場（公園愛護会連絡会）への参加を呼びかけた。</p>	<p>・公園愛護会連絡会への参加により交流拡大。</p> <p>・イベントを通じて地域の小学校などとの連携した活動を実施している。</p> <p>・せせらぎの整備、美化清掃、活動の広報によって、利用者が増加し、住民のマナーも向上した。こういった効果が活動参加者のさらなるモチベーションとなっている。</p>



江川せせらぎ上流部
(佐江戸せせらぎ水辺愛護会が活動)



江川せせらぎ下流部
(都田江川せせらぎ水辺愛護会が活動)

■行政施策に関する資料

●横浜市「江川せせらぎ」回復事業

昭和60年度に策定された横浜市「水と緑のまちづくり基本構想」において、アメニティ下水道モデル事業として「江川せせらぎ」回復事業など4事業を位置づけており、失われた水辺空間の再生を目的に整備を実施している。

<事業概要>

最上流部に位置する都筑水再生センターの高度処理水を凝縮ろ過し、水生生物が生息できるよう水中の残留効果が小さいオゾン消毒を施した処理水を利用して水路にせせらぎを再生させる。

(上流部：アメニティ下水道モデル事業)

- ・ 区間延長：980m
- ・ 事業開始年度：昭和61年度
- ・ 江川の利用状況、地域特性を考慮し、水路敷の幅員（1.5～2.0m）の区間を歩行者が水と緑を視覚的に楽しめる空間として整備した。

(下流部：下水道水緑モデル事業)

- ・ 区間延長：2,330m（東橋上流～大熊川放流口）※緑道未整備区間を含む
- ・ 事業開始年度：昭和63年度
- ・ 降雨時に一時的に雨水を貯留する雨水調整池機能を有する。
- ・ 水路敷幅員（5.0～6.0m）区間では、法面を緩勾配とし、自然度の高い緑化、遊歩道を整備した。

●横浜市「水辺愛護会制度」

河川や水辺施設的环境を良好に保ち、市民が快適にふれあい、親しむことができるよう、自発的・日常的に清掃活動等を行う地域団体（水辺愛護会）に対して、横浜市が活動経費の一部を助成し、支援する制度である。

- ・ 制定：平成9年度
 - ・ 横浜市内での設立状況：86団体（平成20年12月1日現在）、都筑区では2団体（平成17年）
 - ・ 河川・水辺施設周辺の住民を中心に、5人以上のグループが区役所地域振興課に「愛護会結成届」を提出して発足。
 - ・ 活動場所：横浜市が管理する河川や横浜市が整備した小川アメニティ、せせらぎ緑道などの水辺施設。
 - ・ 活動内容：横浜市と委託契約を締結し、河川・水辺施設の清掃活動（清掃月1回、除草年2回）や、水辺施設を活用した自発的イベントを実施する。
 - ・ 横浜市による支援内容：活動規模に応じて（水路の延長距離100mにつき1万円）、年間6万円～15万円の委託料が支払われ、愛護会は当該年度末に活動報告書を提出する。ゴミ袋・植栽苗の提供、浚渫土などの回収も支援の対象となる。
- ※大規模な維持補修は市が実施する

■水辺愛護会による「江川せせらぎ」保全活動関連年表

		地域活動	行政の取組・働きかけ等
	昭和60年 (1985年)		・横浜市「水と緑のまちづくり基本構想」策定
	昭和61年 (1986年)		・アメニティ下水道モデル事業実施(江川せせらぎ上流部整備)
	昭和63年 (1988年)		・下水道水緑事業実施(江川せせらぎ下流部整備)
	平成3年 (1991年)		・江川せせらぎ上流部通水開始(1月)
活動開始期	平成8年 (1996年)	・行政による清掃や草刈りのみでは不足に感じる近隣住民が自主的に清掃活動を開始。	・江川せせらぎ全線通水
	平成9年 (1997年)	・都筑区が推進する「クリーン都筑区」事業に賛同した町内会と企業が「都田江川せせらぎ水辺愛護会」を結成(9月)	・横浜市「水辺愛護会制度」制定
	平成11年 (1999年)	・江川せせらぎ下流部が「手づくり郷土賞」受賞	
	平成16年 (2004年)	・事業所と地元町内会との協働による「共存の森」づくり開始(江川上流部)(3月)	
	平成17年 (2005年)	・「佐江戸せせらぎ水辺愛護会」を結成(7月)	・都筑区公園愛護会連絡会発足(2月)
活動安定継続期	平成18年 (2006年)	・「都田江川」:小学生と球根を植え付けるイベント実施(以後、活動継続)	
	平成19年 (2007年)	・「佐江戸」:近隣小学校が協力して飼育したホタルを放流、ホタル鑑賞会開催(6月)	・佐江戸せせらぎ水辺愛護会が都筑区公園愛護会連絡会に参加

引用・参考資料)

- ・竹本則之:水谷俊之「市民協働型による江川せせらぎの維持管理について」水の創造-下水道の管理と経営 63号、vol. 12no. 63, (社)日本下水道協会発行、2006.
- ・横浜市環境創造局ホームページ「水辺愛護会」
- ・都筑区提供資料
- ・パナソニック・モバイルコミュニケーションズ株式会社ホームページ「ひろげるエコアイデア/環境交流活動」
- ・佐江戸せせらぎ水辺愛護会提供資料、ヒアリング調査結果
- ・都田江川せせらぎ水辺愛護会提供資料、ヒアリング調査結果